

札幌被災者支援ニュース 第9号 発行日 2018.12.7

発行責任者 札幌弁護士会

★ 弁護士会では、厚真町、安平町、むかわ町の無料面談相談につきまして、12月も引き続き、実施することになりました。

12月の実施日時は、以下のとおりです。ご確認の上、お気兼ねなく、ご利用ください。

場所	実施日	実施時間	
厚真町 : 総合福祉センター	17日(月)	13時30分～15時00分	
安平町	安平町役場総合庁舎相談室	17日(月)	10時30分～12時00分
	安平町ぬくもりセンター	17日(月)	14時30分～17時30分
むかわ町:道の駅むかわ四季の館	14日(金)	14時30分～17時30分	

★ 札幌法律相談センター(札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館2F)において、被災者の皆様のための無料面談相談を12月も引き続き、実施いたします。(要予約、相談時間は45分。)

実施期間 : 平成30年12月1日(土)～12月26日(水)

実施日時 : 火曜日 9時30分～11時00分 水曜日 15時00分～16時30分
金曜日 18時00分～19時30分 土曜日 10時30分～12時00分

ご予約は札幌法律相談センター(011-251-7730)までお問い合わせください。

★ 無料法律相談ダイヤルにつきましても、12月も引き続きご利用いただけます。

☎ 0120-325-104 (フリーダイヤル)

実施期間 : 12月3日(月)～12月27日(木)

受付時間 : 平日 14時～17時 ※12月から平日のみの受付となります。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて

★ 制度の概要

→ このガイドラインは今回の地震の影響で、債務を弁済できなくなったか、近い将来弁済できなくなるのが確実と見込まれる場合に、債務の免除・減少を申し出ることができる制度です。

★ 利用するメリット

- ① いわゆるブラックリストに載りません。
- ② 破産手続と比べて、より多くの財産を手元に残すことができます。
- ③ 原則として、保証人等への支払い請求はされません。

(裏面に続きます)

★ 手続きの流れ・期間

- ① まずは、借入額が一番大きい金融機関に、この手続きを利用したいと申し出てください。
- ② その金融機関から、この手続きを利用することの同意書をもったら、札幌弁護士会（札幌弁護士会館2階）に、この同意書と「登録支援専門家委嘱依頼書」を提出してください（この委嘱依頼書は、札幌弁護士会ホームページからダウンロードできます。また、札幌弁護士会館の2階にも置いてあります。）。
- ③ 登録支援専門家の弁護士（この手続きをサポートする弁護士です。弁護士費用の負担はありません。）が選ばれますので、その弁護士の支援を受け、金融機関に債務整理の申出を行います。
- ④ 金融機関と話し合い、調停条項案を原則3か月以内に金融機関に提出します。その後、1か月以内に金融機関から同意するかしないかの返事があります。
- ⑤ 金融機関の同意が得られたら、簡易裁判所の特定調停の手続きにより、調停を成立させます。以上で手続きは終了です。①から⑤までで、早くても 6か月程度 はかかります。

★ 手続き利用中のローン返済について

このガイドラインでは、登録支援専門家の支援を受け、債務整理の申出（上記③の手続）をしたときに、ローンの返済が一時停止（ストップ）します。金融機関にガイドラインを使いたいと申し出ただけでは（上記①の手続）、ローン返済はストップしません。そのため、ストップするまでの間は返済を続けなければ、銀行から一括返済を求められたり、担保権を実行されたりすることもあります。もっとも、金融機関が任意にローンの支払い猶予に応じてくれる場合もありますので、金融機関に相談してみてください。

★ 金融機関に、同意をしてもらえなかった場合について

ガイドライン利用の申出を受けた金融機関は、原則として同意することとされています（上記②の手続）。もし、同意してもらえなかったのであれば、金融機関の苦情相談受付か、弁護士にご相談ください。

★ ご不明な点等がございましたら、お気軽に弁護士にご相談ください。

12月の無料面談相談会、無料法律相談ダイヤルにつきましては、表面をご覧ください。

また、最新の情報は、札幌弁護士会ホームページ (<https://www.satsuben.or.jp/>) の「北海道胆振東部地震で被災された方へ」にも掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。